様式第２０

事業継続力強化計画に係る認定申請書

2020 年●月●日

中国経済産業局長　殿

住　　所　●●県●●市●●●●

名　　称　株式会社●●●●

代表者の役職及び氏名　代表取締役　●●●●　　印

中小企業等経営強化法第 50 条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

１　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙）

事業継続力強化計画

【参考資料】事業継続力強化計画（記載例）感染症リスク対応版 至誠コンサルティング株式会社

1　名称等

事業者の氏名又は名称　株式会社●●●●

代表者の役職名及び氏名　代表取締役　●●●●

資本金又は出資の額　10,000,000 円　常時使用する従業員の数　10 名

業種　●●●●製造業

法人番号　2260001111111　設立年月日　平成 1 年 1 月 1 日

2　事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	当社は、平成 1 年 1 月 1 日に設立し、●●●●の製造および販売を事業として営んでいる。●●●●を中心に、●●●●、●●●●等のラインアップを幅広く揃えており、顧客からの要望にお応えしている。 売上の 6 割は、●●●●が占めており、残り 4 割を●●●●向けの●●●●が占めている。当該商品を供給可能な製造業者は地域内では唯一当社のみであり、サプライチェーン上の重要な役割を担っている。、
事業継続力強化に取り組む目的	下記 3 点を目的に、事業継続力強化に取り組む。 1.　自然災害発生時において、人命を最優先として、社員と社員の家族の安全と生活を守る。 2.　地域社会の安全に貢献する。 3.　食料品製造における業務継続、又は早期の再開により、お客様への影響を極力少なくする。 4.　新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症リスクへの備えを講じる。
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	当社の事業拠点は●●県●●市に所在しており、以下の自然災害リスクが想定されている。 ･今後 30 年以内に震度 6 弱以上の地震が発生する確率が 0～0.1%（J-SHIS 地図参照）。 ･水災時に 1.0m～2.0m 未満の浸水（●●市ハザードマップ参照）。が予想される地域である。 ・新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の発生リスクへの備えが求められる事業所である。
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	想定する自然災害のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは水災であり、その被害想定は下記の通り。 （人員に関する影響） 営業時間中に被災した場合、設備の落下、避難中の転倒などにより、けが人が発生する。また、幹線道路が冠水する等すれば、従業員が帰宅困難者となるほか、夜間に発災した場合、翌営業日の従業員の参集が困難となる。併せて従業員家族へも被害が生ずる。これら被害が事業活動に与える影響として、復旧作業の遅れ、事

【参考資料】事業継続力強化計画（記載例）感染症リスク対応版 至誠コンサルティング株式会社

	業再開時において、特定の従業員が専属で担当していた部分について業務再開が困難となること、生産量が減少することなどが想定される。 （建物・設備に関する影響） 生産設備は、停電が発生すれば、一時的に停止。また、水災による生産機器が損傷するほか、配管や配線類が断裂する。本社工場については建物損壊に伴う損傷も懸念される。 インフラについては、電力・水道は１週間程度、幹線道路については１週間ほど機能不全となるおそれもある。 これら被害が事業活動に与える影響として、生産ラインの全部又は一部の停止などが想定される。 （資金繰りに関する影響） 資金繰りについては、設備の稼働停止や営業停止によって営業収入が得られないこと、取引先である●●●●が営業停止すると受注激減の可能性があり、運転資金がひっ迫するおそれ。建物・設備に被害が生ずる場合は、これらの復旧費用が必要となる。 これら被害が事業活動に与える影響として、円滑な資金調達ができなければ、運転資金が枯渇することや復旧費用を捻出できないことが想定される。 （情報に関する影響） オフィス内にあるサーバー（顧客情報、財務資料、設計図面などを保管）が浸水すれば、バックアップしているデータ以外は喪失するおそれ。 これらの被害が事業活動に与える影響として、重要な情報が喪失すれば、取引先への支払、売掛金の回収、取引先からの注文の受託などが困難となることが想定される。 （その他の影響） 取引先の被災や公共交通機関の影響により、１週間程度、原材料の調達が困難になれば、最終製品の出荷が不可能になるおそれ。 これら被害が事業活動に与える影響として､取引先と約定通りの、製品納入を行えないなどの事態が想定される。 　新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症リスクについては、従業員が発症した場合の操業停止リスクや風評リスク、感染拡大防止にかかる費用発生のリスク等を想定しておく必要がある。

3　事業継続力強化の内容

（1）自然災害等が発生した場合における対応手順

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保	従業員の避難	発災直後	･自社拠点内の安全エリアの設定 ･社内の避難経路の周知･確認 ･避難所までの経路確認
		従業員の安否確認	発災直後	･従業員の連絡網の整備（携帯電話番号、メールアドレス、ＬＩＮＥ等）
		生産設備の緊急停止方法	発災直後	･緊急時の機器停止手順の周知・確認
2	非常時の緊急時体制の構築	代表取締役を本部長とした、災害対策本部の立ち上げ	発災後1時間以内	･災害対策本部の構成要員、班の役割を定める ･災害発生時の参集基準を定める ･上位者の不在時に備え、代行して意思決定を行う代行者を定める
3	被害状況の把握 被害情報の共有	被災状況、生産･出荷活動への影響の有無の確認 当該情報の第一報を顧客及び取引先、商工会に報告	発災後12時間以内	･被害情報の確認手順の整理 ･被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等
4	その他の取組	新型コロナウイルスをはじめとする感染症リスクへの対応	発災後12時間以内	・体調不良時の医療機関受診ルール、および感染症発覚時の報告ルールの周知 ・発災時の●●保健所（000-0000-0000）への連絡ルートの確認

【参考資料】事業継続力強化計画（記載例）感染症リスク対応版 至誠コンサルティング株式会社

（2）事業継続力強化に資する対策及び取組

A	自然災害等が発生した場合における人員体制の整備	＜現在の取組＞･現在、具体的な対策なし。 ＜今後の計画＞ ･事業所から 5km 圏内に居住する社員を緊急参集担当に任命する。 ･自然災害時および新型コロナウイルスをはじめとする感染症リスクへの対策として、社員の多能工化を進める。この取組は、増産対応が必要な場合にも有効に機能する。 ・新型コロナウイルスをはじめとする感染症リスクへの対策として、就業前の健康チェック・濃厚接触者との接触履歴等を徹底する。
B	事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	＜現在の取組＞･現在、具体的な対策なし。 ＜今後の計画＞ 当社は、早期普及が取引先などから求められるため、以下の取組を図り事業継続を図ることができる体制構築をめざす。 ・連携可能な同業者組合の●●●●メーカーの選定を進める。生産設備に被害が及んだ場合は、同社の生産設備を借り、生産を継続する。 ・停電の発生に備えて、無停電装置及び自家発電設備の導入を検討する。
C	事業活動を継続するための資金の調達手段の確保	＜現在の取組＞ ･現在、火災保険に加入している。火災保険の対象範囲は、建物・機械設備等となっている。 ･水災や地震が発生した際は保険が適用されないことから、資金調達が困難となる想定。 ＜今後の計画＞ ･現在加入している火災保険について、地震拡張補償特約・水災拡張補償特約の加入を検討する。保険の対象の漏れがないよう、保険代理店との連携を密にする。 ･地震が発生した際に緊急融資が受けられるよう、取引金融機関担当者及び商工会の経営指導員と日々コミュニケーションを取る。
D	事業活動を継続するための重要情報の保護	＜現在の取組＞　･現在、具体的な対策なし。 ＜今後の計画＞ ･顧客名簿や帳簿について、電子化し、クラウド上のサーバーに保管する。 ･事業所内の設備を記録するため、毎月 1 日に事業所内の写真を撮る。

（３）事業継続力強化設備等の種類

	（２）の項目	取得年月	設備等の名称／型式	所在地
1				
2				
3				

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）
1				
2				
3				

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。	

（４）事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	●●●庭商工会
住所	●●県●●市●●区●●●●1-1-1
代表者の氏名	会長　●●●●
協力の内容	中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、会員事業者が有する事前対策に関する知見の共有、自然災害等発生時の被害状況の把握及び地方公共団体への報告について協力を仰ぐ。

名称	株式会社 ●●銀行
住所	●●県●●市●●区●●●●1-1-1
代表者の氏名	代表取締役頭取 ●●●●
協力の内容	被災時において、最大 1,000 万円までの緊急融資を受けられる契約を結んでおくとともに、●●県信用保証協会のセーフティネット保証を活用することについて、事前に協議を行う。 コミットメントラインや事前融資予約などについても、今後協議を進める。

（５）平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

計画の推進及び訓練・教育については、代表取締役社長の指揮の下、実施する。 社内の管理職全員で組織する「防災・減災対策会議」（年２回開催）において、具体的な取組を検討・決定する。 毎年８月を目処に、全社員参加の訓練を実施することとし、訓練に合わせて、社員への教育も実施する。 また、実態に則した計画となるように、年１回以上計画の見直しを実行する。

４　実施時期

2020 年　8 月～　　2023 年　 7 月

５　事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
事前対策	従業員への給与の支払い	●●銀行からの融資	10,000

６　その他

（１）関係法令の遵守（必須）

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	✔

（２）その他事業継続力強化に資する取組（任意）

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度（※１）に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301 認証（※２）を取得しています。	
中小企業 BCP 策定運用指針に基づき BCP を策定しています。	

（※１）国土強靭化に貢献する団体を認証する制度

（※２）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格